

市第12号議案

横浜市港湾施設使用条例の一部改正

横浜市港湾施設使用条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年5月21日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市港湾施設使用条例の一部を改正する条例

横浜市港湾施設使用条例（昭和24年9月横浜市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第12条第12号ア(ア)中「大黒ふ頭管理センター事務所」の次に「、本牧ふ頭総合ビル及び本牧ふ頭C—D間事務所」を加え、同条第13号を次のように改める。

(13) 港湾厚生施設使用料

1月1平方メートルまでごとに 240円以内において規則で定める額

ただし、各室共用部分並びに娯楽室、シャワー室及びこれらに類するもので市長が必要と認めるものについては、無料とする。

第15条第2項ただし書中「港湾労働者単身者用共同住宅及び」を削る。

第15条の2第1項中「港湾労働者単身者用共同住宅又は」を削る。

第17条第2項中「緑地（）」の次に「大黒ふ頭先端緑地、」を加え、「の各号」を削り、同項第3号ア(イ)及びイ(イ)中「横浜港シンボル

タワー」を「大黒ふ頭先端緑地及び横浜港シンボルタワー」に改める。

別表第 1 物流等関連施設の項中「出田町ふ頭 2 号線、5 号線、6 号線、8 号線及び 9 号線」を「出田町ふ頭の道路（出田町ふ頭 1 号線を除く。）」に改め、「（本牧ふ頭 B 突堤基部道路を除く。）」を削り、「本牧ふ頭 C—D 間 2 号線」を「本牧ふ頭 C—D 間の道路」に改め、「南本牧ふ頭 1 号線」の次に「、5 号線、6 号線及び南本牧大橋側道」を加え、同表港湾関係厚生施設の項中「港湾関係厚生施設」を「港湾厚生関連施設」に、

「  
大黒ふ頭厚生センター  
横浜市港湾労働会館  
山下ふ頭港湾厚生センター  
港湾労働者本牧ふ頭厚生施設  
」

を

「  
大黒ふ頭港湾厚生センター（敷地を含む。）  
大黒ふ頭レストハウス（敷地を含む。）  
出田町ふ頭港湾厚生センター（敷地を含む。）  
横浜市港湾労働会館（敷地を含む。）  
山下ふ頭港湾厚生センター（敷地を含む。）  
本牧ふ頭港湾厚生センター（敷地を含む。）  
港湾労働者本牧ふ頭厚生施設（敷地を含む。）  
」

に改め、「港湾労働者共同住宅第 2 新山下寮」を削り、同表八景島の項中

|          |  |
|----------|--|
| 八景島西浜さん橋 |  |
|----------|--|

を

|          |  |
|----------|--|
| 八景島西浜さん橋 |  |
| 八景島大橋    |  |

に改める。

別表第1の2横浜市物流等関連施設等指定管理者選定評価委員会の項中「港湾関係厚生施設」を「港湾厚生関連施設」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、第12条第13号、第15条第2項ただし書及び第15条の2第1項の改正規定並びに別表第1港湾関係厚生施設の項の改正規定（「港湾労働者共同住宅第2新山下寮」を削る部分に限る。）は規則で定める日から施行する。

##### (準備行為)

- 2 この条例による改正後の横浜市港湾施設使用条例（以下「新条例」という。）別表第1物流等関連施設の項、港湾厚生関連施設の項及び八景島の項に掲げる港湾施設に係る指定管理者の指定等に関し必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

##### (経過措置)

- 3 新条例第17条第2項の規定は、この条例の施行の日以後の行為に係る利用料金について適用する。

## 提 案 理 由

指定管理者による港湾労働者共同住宅第 2 新山下寮の管理に関する業務を廃止するとともに、大黒ふ頭レストハウス等について指定管理者に管理を行わせる等のため、横浜市港湾施設使用条例の一部を改正したいので提案する。

## 参 考

## 横浜市港湾施設使用条例（抜粋）

（上段 改正案）  
（下段 現 行）

（使用料）

第12条 第3条の規定により、港湾施設（第17条第1項に掲げる港湾施設を除く。）の使用の許可を受けた者は、次に掲げる額（第4号、第8号、第12号イ及び第15号（新港ふ頭旅客施設の使用料に限る。）に掲げるものにあつては、消費税法（昭和63年法律第108号）その他の法令に基づき消費税を免除される場合を除き、当該各号に定める額に1.08を乗じて得た額）の使用料を納付しなければならない。

（第1号から第11号まで省略）

## (12) 事務所使用料

## ア 総合事務所

- (7) 大黒ふ頭管理センター事務所、本牧ふ頭総合ビル及び本牧ふ頭C-D間事務所 1月1平方メートルまでごとに  
1,200円

((i)、イ及びウ省略)

- (13) 港湾厚生施設使用料  
港湾関係厚生施設  
1月1平方メートルまでごとに 240円以内において規則で

定める額

ただし、各室共用部分並びに娯楽室、シャワー室及びこれらに類するもので市長が必要と認めるものについては、無料とする。

ア 港湾厚生センター

1 月 1 平方メートルまでごとに 240 円以内において規則  
で定める額

ただし、各室共用部分並びに娯楽室、シャワー室及びこれ  
に類するもので市長が必要と認めるものについては無料とす  
る。

イ 港湾労働者単身者用共同住宅

1 人月額 3,000 円以内において規則で定める額  
(第 14 号から第 20 号まで省略)

(端数計算及び最低料金)

第 15 条 (第 1 項省略)

2 前項の計算により 1 件又は 1 口 500 円未満のときは 500 円とす  
る。ただし、港湾労働者単身者用共同住宅及び駐車施設の使用料  
については、この限りでない。

(使用料の日割計算等)

第 15 条の 2 港湾労働者単身者用共同住宅又は旅客施設の使用開始  
日又は使用終了日の属する月の使用日数が 1 月に満たない場合に  
おいては、その月の使用料の額は、日割計算による。

(第 2 項省略)

(利用料金等)

第 17 条 (第 1 項省略)

2 第 3 条の 2 の規定により、緑地 (大黒ふ頭先端緑地、国際交流  
ゾーン、臨港パーク、日本丸メモリアルパーク、横浜港シンボル  
タワー及び八景島緑地に限る。) において同条各号に掲げる行為  
の許可を受けた者は、指定管理者に対し、次の各号に定める額の  
範囲内において指定管理者が市長の承認を得て定めた額の利用料

金を支払わなければならない。

(第1号及び第2号省略)

(3) 催事、集会その他これらに類する行事のため緑地の全部又は一部を一時的に独占して利用する場合

ア 入場料その他これに類するものを行事に参加する者から徴収する場合

(7) 省略)

(1) 大黒ふ頭先端緑地及び横浜港シンボルタワー  
横浜港シンボルタワー

1日1平方メートルまでごとに 20円

イ 入場料その他これに類するものを行事に参加する者から徴収しない場合

(7) 省略)

(1) 大黒ふ頭先端緑地及び横浜港シンボルタワー  
横浜港シンボルタワー

1日1平方メートルまでごとに 10円

(第3項から第6項まで省略)

別表第1 (第2条の2第1項、第2項及び第5項)

| 区 分     | 港 湾 施 設  | 指定管理者の選定の方法  |
|---------|--|--|
| 物流等関連施設 | 出田町ふ頭C岸壁<br>瑞穂ふ頭岸壁<br>山内ふ頭岸壁<br>本牧ふ頭新建材の岸壁<br>小型油槽船係留さん橋<br>引き船係留施設<br>大黒ふ頭の上屋<br>出田町ふ頭の上屋 (付属建物を含む。)<br>山内ふ頭上屋<br>山下ふ頭の上屋 (航空貨物ターミナルを除く。)<br>本牧ふ頭の上屋 (コンテナ上屋を除く。) | 横浜市の在来貨物及び建<br>材等の取扱いに関する施策<br>の方針を理解し、物流施設<br>の使用状況、実情等を把握<br>して、適切かつ公平に物流<br>施設の使用の調整を行うも<br>のを選定する。 |

)  
鶴見地区港湾施設用地 I  
大黒ふ頭港湾施設用地 I  
出田町ふ頭港湾施設用地 I  
瑞穂ふ頭港湾施設用地 I  
山内ふ頭港湾施設用地 I  
みなとみらい中央地区港湾施設用地 I  
山下ふ頭港湾施設用地 I  
本牧ふ頭港湾施設用地 I  
南本牧ふ頭港湾施設用地  
金沢木材ふ頭港湾施設用地  
大黒ふ頭の在来貨物ターミナル用地  
山下ふ頭の在来貨物ターミナル用地  
本牧ふ頭の在来貨物ターミナル用地  
金沢木材ふ頭在来貨物ターミナル用地  
大黒ふ頭の荷さばき地  
出田町ふ頭の荷さばき地  
瑞穂ふ頭の荷さばき地  
山内ふ頭 A 号荷さばき地  
山下ふ頭の荷さばき地  
本牧ふ頭の荷さばき地  
金沢木材ふ頭の荷さばき地  
末広町物揚場  
出田町ふ頭西物揚場  
瑞穂ふ頭物揚場  
みなとみらい中央物揚場  
本牧ふ頭 D 突堤先端物揚場  
金沢木材ふ頭の物揚場  
水平走行式引込起重機  
大黒ふ頭の道路（大黒ふ頭 1 号線、3 号線、6 号線、18 号線及び 21 号線を除く。）  
)  
出田町ふ頭の道路（出田町ふ頭 1 号線を出田町ふ頭 2 号線、5 号線、6 号線、8 号線及び 9 号線  
瑞穂ふ頭の道路（瑞穂橋を含む。）  
山下ふ頭の道路  
本牧ふ頭 A 突堤の道路（臨港道路本牧 A



突堤連絡線を除く。)

本牧ふ頭 B 突堤の道路 (本牧ふ頭 B 突堤

基部道路を除く。)

本牧ふ頭 B—C 間の道路

本牧ふ頭 C 突堤中央道路

本牧ふ頭 C—D 間の道路

本牧ふ頭 C—D 間 2 号線

本牧ふ頭 D 突堤の道路

南本牧ふ頭 1 号線 5 号線、6 号線及び

南本牧大橋側道

金沢木材ふ頭 1 号線及び 2 号線

大黒ふ頭管理センター事務所

本牧ふ頭総合ビル

本牧新建材ふ頭事務所

大黒ふ頭の上屋事務所

山内ふ頭上屋事務所

山下ふ頭の上屋事務所 (航空貨物ターミナル事務所を除く。)

本牧ふ頭の上屋事務所 (コンテナ上屋事務所を除く。)

小型油槽船係留さん橋事務所

本牧ふ頭 A 突堤事務所

本牧 A 突堤基部事務所

小型油槽船係留さん橋休憩所

大黒ふ頭 2 号物揚場休憩所

港湾労働者山内ふ頭休憩所

本牧ふ頭 B 突堤 2 号上屋付属シャワー施設

本牧ふ頭 C 突堤 3・4 号上屋付属シャワー施設

本牧ふ頭 C 突堤労働者休憩所

本牧ターミナルオフィスセンター休憩施設

南本牧ふ頭休憩施設

大黒ふ頭緑地

(省 略)

|                              |   |   |
|------------------------------|---|---|
| <p>港湾厚生関連施設<br/>港湾関係厚生施設</p> | <p>大黒ふ頭港湾厚生センター（敷地を含む）<br/>大黒ふ頭厚生センター<br/>。）<br/>大黒ふ頭レストハウス（敷地を含む。）<br/>出田町ふ頭港湾厚生センター（敷地を含む。）<br/>横浜市港湾労働会館（敷地を含む。）<br/>山下ふ頭港湾厚生センター（敷地を含む。）<br/>本牧ふ頭港湾厚生センター（敷地を含む。）<br/>港湾労働者本牧ふ頭厚生施設（敷地を含む。）<br/>本牧ふ頭B突堤厚生施設<br/>港湾労働者共同住宅第2新山下寮</p> | <p>横浜市の港湾関係者の福利厚生に関する施策の方針を理解し、港湾関係者の福利厚生を増進するための事業を自ら企画し、及び実施するものを選定する。</p>          |
| <p>（省 略）</p>                 |   |   |
| <p>八景島</p>                   | <p>八景島さん橋<br/>八景島西浜さん橋<br/>八景島大橋<br/>八景島客船ターミナル<br/>八景島緑地</p>   | <p>八景島に係る横浜市の整備に関する方針を理解し、広域的なレクリエーション拠点として緑地等を管理し、及び運営し、並びに八景島のにぎわいを創出するものを選定する。</p> |

別表第 1 の 2 （第 2 条の 2 第 5 項、第 2 条の 4 第 1 項、第 21 条第 1 項）

| 名 称                            | 担 任 事 務  |
|--------------------------------|--|
| <p>横浜市物流等関連施設等指定管理者選定評価委員会</p> | <p>別表第 1 の物流等関連施設の項及び港湾厚生関連施設港湾関係厚生施設の項に掲げる港湾施設の指定管理者の候補者の選定、指</p> |

|       |  |
|-------|--|
|       | 定管理者による当該港湾施設の管理の業務に係る評価等<br>についての調査審議に関する事務 |
| (省 略) |  |